

利用者

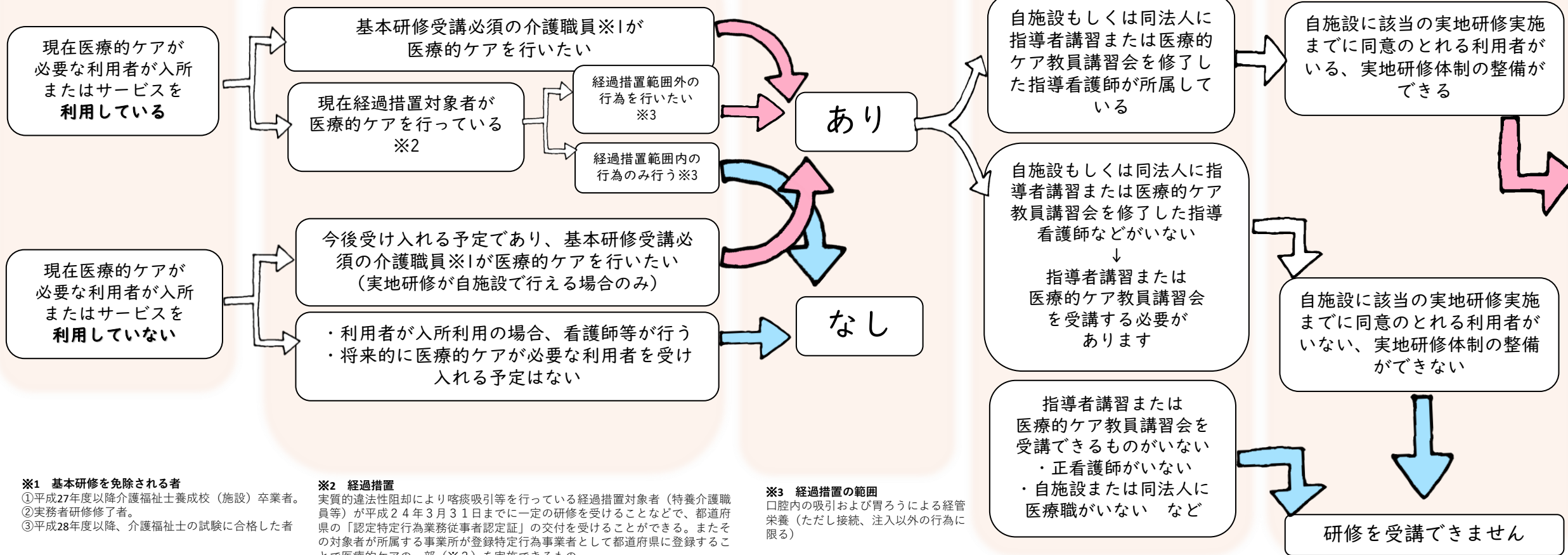
医療的ケア行為者
経過措置

基本研修
受講の必要性

指導看護師
の有無

実地研修の体制について
（体制についてはチェックシート参照）

研修類型へ（図左下）



※1 基本研修を免除される者
 ①平成27年度以降介護福祉士養成校（施設）卒業者。
 ②実務者研修修了者。
 ③平成28年度以降、介護福祉士の試験に合格した者

※2 経過措置
 実質的違法性阻却により喀痰吸引等を行っている経過措置対象者（特養介護職員等）が平成24年3月31日までに一定の研修を受けることなどで、都道府県の「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けることができる。またその対象者が所属する事業所が登録特定行為事業者として都道府県に登録することで医療的ケアの一部（※2）を実施できるもの。

※3 経過措置の範囲
 口腔内の吸引および胃ろうによる経管栄養（ただし接続、注入以外の行為に限る）

研修類型

1号研修

- ①口腔内
- ②鼻腔内
- ③気管カニューレ内
- ④胃ろう又は腸ろう
- ⑤経鼻経管栄養

2号研修

- ①口腔内
 - ②鼻腔内
 - ③気管カニューレ内
 - ④胃ろう又は腸ろう
 - ⑤経鼻経管栄養
- 上記①から⑤のうち任意の行為

